

福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の事業系ごみの発生抑制・再利用・資源化（以下「資源化等」という）を推進するため、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、古紙、食品循環資源、使用済み紙おむつ等の事業系一般廃棄物の資源化等に関する技術等を研究しようとする事業者に対し、その研究への支援を目的に交付する事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付手続きについては、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付要件)

第2条 補助金の交付を受けて研究を行う者（以下「研究者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと
 - (2) 研究を行うに足る能力を十分に有するもの
 - (3) 産（福岡市内に事業所を有する企業及びその企業によって構成される法人格を持つ団体等（NPO法人を含む。））又は学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校その他これに類する教育機関）のいずれかに該当し、かつ主に市内で研究を行う者であること
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下ウにおいて「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - ウ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 補助金の交付対象者の募集は、公募により実施する。

(補助事業及びその要件)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する研究者が、次のいずれかの研究を行う事業とする。

- (1) 実証研究
事業系一般廃棄物の資源化等の推進に向けた新たな技術の創出や生産性の向上を目的に、実際に廃棄物等を用いて行う実用化に向けた研究開発又はICTやAI等の先端技術を活用したシステムの構築・改良及び普及に資する実証実験
 - (2) 社会システム研究
資源物回収システムや制度の構築に関する社会経済システムの研究及び実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性や経済性等を調査するフィージビリティスタディ研究（FS研究）
- 2 補助事業は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。
- (1) 研究の内容が福岡市における先進性を有するもの
 - (2) 研究の内容が福岡市への貢献性を有するもの
 - (3) 研究を行う際に法令に違反するおそれがないもの
 - (4) 研究を行う際に安全性が十分に確保されるもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものであり、かつ、補助事業で使用されたことを証明できるものでなければならない。

(補助金の額及び交付)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以下とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、限度額については別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の千円未満の額は、切り捨てる。

3 複数の研究者が共同で行う研究（以下「共同研究」という。）の場合、補助金の交付はその代表者（以下「研究代表者」という。）に対して行うものとする。

(国、県、市町村及び関係団体から補助を受ける場合)

第6条 前条の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受ける研究者が、同一の研究について同一年度中に国、県、市町村及び関係団体から助成又は補助等を受ける場合、当該助成又は補助等を受ける額を補助対象経費から控除する。ただし、この要綱による補助金の交付決定後、交付額を除く経費に対して、国、県、市町村及び関係団体から助成又は補助等を受ける場合はこの限りでない。

(申請可能年度)

第7条 補助事業のうち実証研究に係る補助金の交付申請は、初めて補助金の交付決定を受けた年度から起算して3年度目まで行うことができる。ただし、補助金に必要な予算が成立しなかった場合はこの限りでない。

(全体計画書の提出)

第8条 研究者（共同研究の場合にあつては、研究代表者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、毎年度、市長が定める日までに福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業全体計画書（様式第1号。以下「全体計画書」という。）に次の各号に掲げるものを添付して市長に提出するものとする。

- (1) 実施体制書（別紙1-1）
- (2) 研究計画書（別紙1-2）
- (3) 年次収支計画書（別紙1-3）
- (4) 研究者の定款又は規約等
- (5) 研究者の直近の決算書
- (6) 補助対象経費に係る見積書等、経費の積算根拠が分かる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

(全体計画書の検討及び採択)

第9条 市長は、研究者から全体計画書の提出があつたときは、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）により内容を検討し、その意見を踏まえて、研究の採択又は不採択を決定するものとする。

2 市長は、研究者から継続2年目以降の実証研究に係る全体計画書の提出があつたときは、運営委員会により、過年度の研究成果に対する評価を基に全体計画書の内容を検討し、その意見を踏まえて、研究の採択又は不採択を決定するものとする。

3 市長は、研究の採択を決定したときは福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業採択決定通知書（様式第2号-1）により、研究の不採択を決定したときは福岡市事業系

ごみ資源化技術実証研究等支援事業不採択決定通知書（様式第2号-2）により、すみやかに研究者に通知しなければならない。

- 4 市長は、研究の採択を決定する場合にあっては、補助金の交付申請に当たり、研究計画及び補助金申請金額の変更等を含め、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付申請）

第10条 研究の採択の通知を受けた研究者（共同研究の場合にあっては、研究代表者をいう。）は、補助金の交付を受けるに当たって、福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げるものを添付して市長に提出するものとする。

- （1） 役員名簿（別紙3-1）
- （2） 同意書（別紙3-2）
- （3） 共同研究の場合にあっては、当該共同研究を行う研究者（研究代表者を除く。）ごとの参加意思表明書（別紙3-3）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号-1）により、補助金の不交付を決定したときは福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号-2）により、すみやかに研究者（共同研究の場合にあっては、研究代表者をいう。）に通知しなければならない。

（申請内容の変更）

第12条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付申請変更届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- （1） 全体計画書等又は交付申請書等の内容を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業を中止しようとするとき。

（完了の届出）

第13条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業完了届出書（様式第6号）に次の各号に掲げるものを添付して市長が別に定める期日までに市長に届け出なければならない。

- （1） 収支精算書（別紙6-1）
- （2） 実績報告書（別紙6-2）
- （3） 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写し
- （4） 補助対象経費に直接人件費が計上されている場合は、雇用証明書の写し並びに従事者が業務に従事した日時及び業務内容が確認できる書類（業務日報等）
- （5） その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による届出があったときは、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金の交付額を確定し、福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等

支援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の時期)

- 第15条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合に限り、補助事業の終了前に一括又は分割して交付することができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の終了前に補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払い交付願書(様式第8号)及び資金計画書を、第10条の規定による交付申請書に添付して市長に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の場合において、補助事業者は、確定した額が既に交付を受けた額に満たないときは、市長が定める日までに、その満たない額を返還しなければならない。

(交付決定の取消)

- 第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の規定により行った補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 全体計画書等又は交付申請書等に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第2条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消し又は返還の命令について、相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第11条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(成果の帰属)

- 第18条 研究成果は、市と補助事業者との間に別段の合意がある場合を除き、補助事業者に帰属する。

(補助金交付の条件)

- 第19条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号を補助金交付の条件として付するものとする。
- (1) 補助事業者は、市長から報告を求められたときは、研究成果等の内容について市長に報告しなければならない。なお、市長は補助事業者から研究成果等の報告を受けたときは、運営委員会により内容を評価し、意見を求めることができることとする。
- (2) 研究成果に関して、知的所有権の出願・申請の手続きを行った場合、延滞なく市長に報告しなければならない。
- (3) 補助事業者が研究成果を公表若しくは周知等する場合、又は施設整備に活用する場合には、「福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業による成果」である旨を表示しなければならない。

- (4) 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業の完了日の属する会計年度の終了後から5年間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者は、前条に規定する研究成果を活用して事業化を行う場合においては、市内で事業化を行うか、又は本市の事業系一般廃棄物の資源化等に貢献すると市長が認める事業を行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、財産の処分を制限された期間内において、その取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月14日から施行する。
- (要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- (要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(期間)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付された補助金については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項で定める日以後においてもこの要綱を継続する必要があると認められるに至ったときは、必要な手続きを経てこの要綱を延長することができる。

別表（第4条、第5条関係）

（1）実証研究

補助対象経費	経費支出基準	限度額 (年額)
機械装置費	単価が10万円以上（消費税を除く）の機械装置、器具、工具又はICT等を活用したシステム等の購入、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費。ただし、リース又はレンタルで対応できないものに限る。	1,000万円
機械装置等借損料	機械装置、実験場所、ICT等を活用したシステム等のリース又はレンタルに要する経費	
原材料及び消耗品費等	材料、試薬などの購入及び印刷等に要する経費。又は1件が10万円未満（消費税を除く）の機械装置、器具、工具又はICT等を活用したシステム等の購入等に要する経費	
委託費	設計、加工、装置の据付工事、試験、調査等の外注に要する経費。ただし、機械装置費に含まれる経費を除く。	
直接人件費	直接研究に携わっている従事者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）が市内で実証研究を行うための人件費（賞与等を除く。）。なお、実証研究における直接人件費の補助限度額（年額）は、従事者全員の合計で600万円とする。	
専門家謝金等	補助事業者以外の外部専門家の指導を仰ぐための謝金、及び同専門家等の招請に要する経費	
調査旅費	研究に必要な出張や調査等のための経費。社内規定等に基づいた旅費等を認める。	
その他市長が認める経費	福岡市長が特に認める経費	

（2）社会システム研究

補助対象経費	経費支出基準	限度額 (年額)
機械装置等借損料	機械装置、実験場所等のリース又はレンタルに要する経費	200万円
原材料及び消耗品費等	材料、試薬などの購入及び印刷等に要する経費。又は1件が10万円未満（消費税を除く）の機械装置、器具又は工具の購入等に要する経費	
直接人件費	直接研究に携わっている従事者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）が市内で社会システム研究を行うための人件費（賞与等を除く。）。なお、社会システム研究における直接人件費の補助限度額（年額）は、従事者全員の合計で200万円とする。	
専門家謝金等	補助事業者以外の外部専門家の指導を仰ぐための謝金、及び同専門家等の招請に要する経費	
調査旅費	研究に必要な出張や調査等のための経費。社内規定等に基づいた旅費等を認める。	
その他市長が認める経費	福岡市長が特に認める経費	